

山梨県公報

号外第九十四号

平成二十三年

十一月三十日

水曜日

目次

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
- 平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十七号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表中「14,400円」を「14,300円」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十八号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十三年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第七ロの表中「12,800円」を「12,700円」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十九号

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正職員給与条例附則第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号から第三号までの規定、同項第四号イ及びロ並びに第五条第一項中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・二八」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・四三」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十三年年度減額改定対象職員(職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給

		二級	一号給から八十四号給まで
		特二級	一号給から六十号給まで
		三級	一号給から三十七号給まで
		一級	一号給から百六号給まで
		二級	一号給から九十六号給まで
		特二級	一号給から六十号給まで
		三級	一号給から五十二号給まで
		一級	一号給から九十七号給まで
		二級	一号給から八十五号給まで
		三級	一号給から六十五号給まで
		四級	一号給から四十五号給まで
		一級	一号給から百六号給まで
		二級	一号給から九十八号給まで
		三級	一号給から八十六号給まで
		四級	一号給から七十号給まで
		五級	一号給から四十六号給まで
		六級	一号給から三十八号給まで
		七級	一号給から三十号給まで
		八級	一号給から十七号給まで
		九級	一号給から五号給まで

第二条第四項第一号から第三号中、「又は第五号」を、「から第六号」に改める。
 第四条第三項に次の一号を加える。

四 異動等の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十三年年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年山梨県条例第五十号。以下この項において「平成二十三年改正職員給与条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正職員給与条例

第一条の規定による改正後の職員給与条例の規定及び平成二十三年改正職員給与条例第三条の規定による改正後の山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第十一条の規定、山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年山梨県条例第五十一号。以下この項において「平成二十三年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定及び平成二十三年改正学校職員給与条例第二条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三号）附則第十条の規定並びに山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十三年山梨県条例第五十二号。以下この項において「平成二十三年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正警察職員給与条例第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成二十三年改正警察職員給与条例第二条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）附則第十一条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

第四条第四項第一号から第三号中、「又は第三号」を、「から第四号」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番